

質問日	質問内容	回答
1月21日	<p>・新築される物件での開所は可能でしょうか？ ※建築要件等、公募基準に準拠しているもの</p>	<p>可能です。 但し、補助金等の対象とはならないことや令和7年10月までに開設しなければならないことにご留意ください。 【補足説明】 令和7年10月までに開設とは、10月から園児の受け入れを行っていただくことを想定しています。具体的には、建物の完成したことが分かる検査済証の提出、及び桑名市による認可審査を終えて、10月途中入所（9月1日～9月10日受付）において園児の受け入れを行っていただくこととなります。</p>
1月21日	<p>・新築物件での開所が可の場合、予約契約等開所までのスケジュールに漏れの無い契約状況の証明ができれば問題は無いと考えますが、必要とされる書類などがあればお聞かせいただきたいです。</p>	<p>平面図・立面図・見積書</p>
1月21日	<p>・2階以上の物件での開所は可能か？ ※2方向避難等定められる要件はどこで確認ができるか？</p>	<p>桑名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第28条第7号をご確認ください</p>
1月21日	<p>・登園に当たっての駐車場台数など市が考える基準、要望等があればお聞かせ頂きたい</p>	<p>保護者が送迎時に駐車できるスペースを確保してください。駐車スペース等がなく近隣住民の迷惑になるなどトラブルの原因とならないよう配慮してください。</p>
1月21日	<p>・上記含めた建築基準に関しての規定は、募集要項p.7に記載の【留意事項】（2）設備について 以外に定めはあるか。</p>	<p>募集要項 p.5 4 (1)及び(3)に記載のあるとおりです。</p>
1月22日	<p>・募集要項 p.3 2(6)募集地域に記載のある対象学区以外での提案について、選定される可能性はあるか。</p>	<p>選定対象となりません。</p>
1月22日	<p>・現在開設を検討中の場所の近隣に公園はなく、神社が2か所あります。神社を代替園庭とすることは可能でしょうか？</p>	<p>桑名市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第22条第5項に示される「付近にあるこれに代わるべき場所」には、公園、空き地などの広場、寺社境内が該当します。但し、同条第6項に示される基準を満たすことにご留意ください。 なお、上記場所を屋外遊技場等の用に供するための許可については、応募事業者にて各所管等に確認してください。</p>
1月22日	<p>・開設を検討中の場所について、開設可能な立地条件はあるか？</p>	<p>募集要項 p.3 2(6)に示される条件を満たす場所については立地可能です。</p>